

論説 CSCEプロセスと北欧諸国 : 安全保障面での分裂から,多岐にわたる協力へ

著者	大島 美穂
雑誌名	筑波法政
巻	14
ページ	268-293
発行年	1991-03
URL	http://hdl.handle.net/2241/00155748

CSCEプロセスと北欧諸国 ――安全保障面での分裂から、多岐にわたる協力へ

大島美穂

1 はじめに

された共同提案を中心に考察することにある。 る国家間協力体の一つである北欧諸国のグループについて、その協力と相違の側面を、主にCSCEの諸会議に提出 本稿の目的は、CSCE(全欧安全保障協力会議:Conference on Security and Cooperation in Europe)におけ

時の国際状況を反映したソ連・東欧諸国のデタント攻勢の一環という性格を色濃く持っていた。ヘルシンキ会議最終 されている。CSCEの誕生は1975年のヘルシンキ会議に遡り、当初は第二次世界大戦後の国境確定の保障と当 トが安全保障、第二バスケットが経済、科学技術、環境、第三バスケットが人権、人的交流という内容によって構成 域的フォーラムである。CSCEの議題の対象はバスケットという呼び名で3つの協力分野に分けられ、第一バスケッ CSCEは35ヵ国 (現在は 34ヵ国)の欧米諸国とソ連によって構成されたヨーロッパの幅広い協力進展のための地

文書では「デタントの過程を広げ、 **CSCEはベオグラード (1977ー78年)、マドリード (1980-83年)、ウィーン (1986-89年)** と 終文書を状況の進展に照らし合わせて検討し直す再検討会議を開くことが併せて決定された。その後 15 年間に渡って 議の最終文書はそのままでは単なるかけ声だけに終わってしまうことは明白であり、その後一定の間隔を明けつつ最 が詳細に述べられている。しかし無論、様々な諸国の集まるヨーロッパで諸国間協力の重要性を唱ったヘルシンキ会 中での中心的枠組みを提供している。 分裂の時代の終結」を高らかに唱い上げたことは記憶に新しく、現在CSCEはヨーロッパの国際政治秩序再編成の 場所を変えながら会議を継続してきた。1990年11月にパリで開かれたCSCE首脳会議が 深め、 永続させる」決意が表明され、3つのバスケットに沿って討議された課題 「ヨーロッパの対立と

常にヨーロッパの国際政治の中心にあり続けてきたわけではなく、周知のようなヨーロッパの国際政治状況の変化に けるデタントの雰囲気の中でCSCEはその存在価値を喪失してしまったかのように見えた時期も存在したし、また ともなってその意味を変えながら持続してきた。第1回のヘルシンキ会議の後には 70 年代後半以降のヨーロッパにお ように思われる。CSCEがヨーロッパにおいてCSCEプロセスと呼ばれるのはそうした理由からである。 が見いだせない、といった有様であった。このようにCSCEは何か強固な実態を持った国際フォーラムであると言 1980年代にはいると〝新冷戦〟の様相が色濃くなる中で、むしろ東西両陣営の対立ばかりが目立ち一向に一致点 だが、CSCEは最初のヘルシンキ会議から現在のヨーロッパ情勢の変動に連なるまでの間、一定の目標を持って、 しかし、多国間フォーラムとは言え、無論各国がバラバラに議題に対応しているわけではなく、CSCEの中には あくまで時代の流れの中でその容姿を変貌させてきた多国間フォーラムであると考えることが適切である

際政治場裡でも安全保障や政治・経済問題に関して共同歩調を保っている国家間協力体である。 ワ条約機構(WP)、北大西洋条約機構(NATO)、ヨーロッパ共同体(EC)、非同盟諸国(NN)であり、 いくつかの協議会(caucus)といわれる、代表間の相互協議を行うグループが存在する。 その代表的なものはワル 他の国 シャ

状況を反映するように、北欧協議会はCSCE会議開催中代表団の長による会合を週1回持ち、代表間の見解は類似 で構成されるが、アイスランド、デンマーク、ノルウェーはNATOに属し、フィンランド、スウェーデンはNNグ て経済・政治問題で大陸ヨーロッパに接近しているという甚だ分裂した状況の上に成り立っている。 ループに属するという具合いに安全保障上異なった機構的立場にあり、しかもデンマーク1国のみがEC加盟国とし いてある意味で異なった認識を抱いていることからも理解されよう。 に北欧諸国間の情報交換の場として用いられてきた(注1)。北欧各国は特に第1バスケットに関する安全保障の提案 していると言われるものの、そこでの議論が本会議や作業部会で北欧の共通の見解として表明されることはなく、 そうした協議会の中で北欧協議会(Nordic caucus)は若干性質を異にすると言える。 これはヨーロッパの安全保障面で北欧諸国が地理的に置かれた立場の違いを反映し、自国の安全保障政策につ NATOまたはNN諸国の枠内で見解をまとめなければならず、北欧独自の提案を示す状態にはないので 北欧の協議会は北欧5ヶ国 そうした特殊な

国間の関係も変化を来してきたと指摘される。 んにルーティン・ワークの色彩を帯びた場であり、形式以上の意味はあまり見いだせなかった。しかし、80年代後 しかし、 ソ連ゴルバチョフ書記長の登場以降〝新デタント〞の到来が言われる過程で、 ド会議あたりまでは、 北欧協議会もNATO並びにNNグループ内の議論を相互に報告するだけの、 1970年代後半から80年代前半まで、CSCEの経過から述べる 北欧協議会における北欧諸

半以降ソ連と〝特別の〟 2)。そうした中で、北欧諸国共同の提案も、主に第3バスケット中心であったが、CSCEの本会議に提案され、C り人形〟と相互に形容された姿勢をあらため、自国の見解を率直に述べ合うことの出来る雰囲気が生まれてきた(注 関係にあるフィンランドや『NATOの優等生』と言われるノルウェーの代表も

SCEプロセス内部での北欧諸国間の協力が表面に現れるようになったのである。

ろう。 の高いモラルに基づいた協力姿勢が、北欧全体の評価を高めることに貢献してきた(注4)。逆に言えば、CSCEプ ている(注3)。後者については南北問題や環境問題、地域紛争の平和的解決などでの国連を舞台にした北欧各国政府 面での協力は実務的な必要に応じて広い範囲に渡り実施され、全体として北欧地域のまとまりを高める役割を果たし 全保障・外交問題についての議論は議題として取り上げられないことになっているものの、社会、交通・通信、文化 存在するし、国際連合での北欧グループの協力は国際的にも評判の高いものである。前者に関しては、規約の上で安 ロセスの中で北欧諸国が当初は形式的であったとは言え、意見交換を図るための協議会を形成したのは、それまでの その理由としては、 そもそも北欧地域の協力組織としては1951年に設立された北欧会議(Nordic Council; Nordisk Rad)が 無論第一に国際政治状況の変化が挙げられるが、他方で北欧諸国自身の努力も見逃せないであ

各国間の安全保障面での状況の違いから近い将来における非核兵器地帯の実現は見込まれてはいないが、ここでの作 各国の外務省高官の間で設けられ、安全保障問題について諸国間で議論が始められた。現在までの議論の様子では、 業が諸国の相互理解の深化に一役買い、北欧協議会内の雰囲気の変化の背景を形成しているとも考えられる(注5)。 さらにこうした以前からのものに加えて、最近では1986年に、北欧非核兵器地帯構想実現のための作業部会が

協力の蓄積から出た自然な動きであったと言えよう。

CSCEプロセスと北欧諸国

留まっているようにも思われる。しかしながら、CSCEがともすればNATO、WPの同盟並びにその橋渡し役と 理解とは異なった形での協力の方向を示唆しているのである。 安全保障の制度上各国が異なった立場に属している北欧諸国間の協力が果たしてきた役割の持つ意味は大きい。なる ある意味でのハイ・ポリティックスの分野への協力の到達を示唆する内容を孕んでおり、CSCEプロセスの一般的 スのレベルには達していないかも知れない。だがロー・ポリティックスのレベルでその協力が深化していく過程は、 ほど、北欧協議会内部での協力は後に見るように第2、第3バスケットでのものが大半であり、ハイ・ポリティック してのNN諸国というハイ・ポリティックスの分類を基盤としたフォーラムであるかのような様相を示している中で、 さてこのように考えてくると、CSCEプロセスにおける北欧諸国の協力は一見単なる慣習上の地域協力の範囲に

再編成の要になるに至ったCSCEプロセスの実態を解明することにもつながるのではないかと思われる。なお、予 うなヨーロッパの「中心」から外れた諸国間の協力がヨーロッパの全体構造の変動に対して果たし得る役割を考察す 欧5カ国の共同提案を検討しながら、各国が協力していく過程を考えることとする。これは、第一に、 め断って置かなければならないが、現在筆者の手許にある資料は甚だしく制限されており、本稿は不十分なものとな る上で必要な作業であると考えられる。第二にこうした作業は、いくつかの紆余曲折を経ながら現在ヨーロッパ秩序 本稿はこうした観点から、北欧諸国のCSCEプロセスに対する対応について、まず異なった側面を考え、次に北 北欧諸国のよ

随時本文中に括弧をつけて提案記号・番号を記し、また北欧諸国に関する共同提案を表として掲げた。これはCSC (以下の論述において、 注は原則としてすべてまとめて末尾に記したが、CSCE会議に出された提案についてのみ、 らざるを得ず、後に改めなければならない余地を多分に残している。

2 CSCEプロセスに対する北欧各国の姿勢

盟3国の中でも特にヨーロッパの軍縮の進展の中で微妙な立場に置かれがちなノルウェーの対応を検討することは、 針を議論しているため、CSCEプロセスの特に安全保障分野における姿勢では合致しており、アイスランド、デン 察の対象とする理由は、第1に現在までのところ他の2国に関する資料を筆者がほとんど入手し得ていないからであ CEプロセスに対する対応を、特に各国が異なった政策をとっている安全保障面を中心に検討する。これら3国を考 NNグループに属するフィンランド、スウェーデンの対応との違いを考える上でも有益である、と思われるからであ マーク、ノルウェー間にあまり大きな方針の違いは存在しないと考えられる(注6)。更に第3に、北欧のNATO加 ここでは特に北欧のNATO加盟3国のうちのノルウェーと、NNグループのフィンランド、スウェーデンのCS しかしながら第2に、NATO加盟国はCSCE会議開催中は週に2度の会合を持って会議に向けての一般的方

A ノルウェー

る。

tisk Institutt) 所長をつとめたホルシュト(Johan Jørgen Holst) によると、「抑止と再保障 (deterrence and reassur-ノルウェーの安全保障政策は、 現在同国の国防相であり、 かつてノルウェー国際問題研究所 (Norsk Utenrikspoli-

CSCEプロセスと北欧諸国

ance)」という二つの相反する概念の均衡から成り立っていると言う(注7)。この抑止の意味については、 備が進められ、 国境を接する国であり、加えてその国境はソ連の軍事戦略上重要な不凍港のあるムルマンスクからわずか100キ 強化するなど抑止力の整備に努めてきた。 増加させる一方(注8)、アメリカとの間に重装備の事前備蓄協定を締結して戦時におけるNATOの援軍受入態勢を 後の弾道ミサイルの射程の伸びによって戦略的重要性が高まり、現在では米ソの海上核が対峙する核戦略の要地と化 メートル以内に存している。ムルマンスクのあるコラ半島は、1960年代以来急速な軍事施設の建設と軍事力の整 の置かれた地政学上の位置が大きく関わっている。ノルウェーは、トルコを除けばNATO加盟国の中で唯一ソ連と している。こうした状況の中でノルウェー政府は自国を「前線国家(front nasjon)」と定義して国防支出を一貫して またノルウェーとソ連が領海を共有しているバレンツ海は特に核爆弾搭載長距離爆撃機の導入とその ノルウェー

連との信頼醸成措置の一環として捉えることが出来る。 また年に1回行われるNATOの軍事演習地域もソ連との領海地域は避けるよう取り決められていることなども、 国軍の駐留と核兵器の持込みを拒否し、特に隣接するソ連に脅威を与えない政策を維持してきた。更に、アメリカと とを企図した相務的な信頼醸成措置のシステムを展開すること」であり、具体的にノルウェー政府は平時における外 他方、再保障とは聞き慣れない用語であるが、 2の事前備蓄協定の対象地域として、当初候補地に挙がっていたノルウェー北部を途中で南部地域に変更したこと、 前述のホルシュトの定義によると「隣接国に対して保障を与えるこ ノルウェーの安全保障政策というと、特に日本においてはそ

ろう (注9)。

の地勢学的戦略の重要性のみが強調されがちであるが、このように相反する2つの側面に目を向けることが肝要であ

後も引き継がれ、 安全保障の増大、協力の促進、自由な人的接触の拡大に向けて進んで行かなければならない」。こうした姿勢は、 が、全ヨーロッパ的規模での信頼の醸成というCSCEの目的は、現実的観点から生まれたノルウェーの再保障政策 拡大した」と、大きく評価している(注 11)。更に、1989年10月から労働党単独政権に代わった保守系諸党による Confidence and Security-Building Measures and Disarmament in Europe-CDE)』の今後の進展のための可能性を は引続き、CSCEの枠内で行われる。……このCSCE(ウィーン)会議の結論は『欧州軍縮会議(Conference on ルン(Knut Frydenlund)は以下のように述べている(注 10)。「〔CSCE〕プロセスにおける歩みは真の緊張緩和、 に充分合致し得るものであった。1975年にヘルシンキ最終議定書を調印した際、当時外相であったフルューデン のボンネヴィク(Kjell Magne Bondevik)も1990年初頭の外交方針インタヴューの中で「東西ヨーロッパ間の 連立内閣(1990年10月まで存続)においてもこうした評価は変わらず、当時外相であったキリスト教民主党党主 ルウェー政府のCSCEに対する政策も、このような2つの側面をもってきたと言える。 1987年度外務省予算案の軍備管理・軍縮の項でも「ヨーロッパの軍備管理・軍縮のための活動 まず後者の側面である その

はないか」と危惧した(注 13)。1990年 10 月にゴルバチョフがフィンランド訪問に際して表明した北方における 989年5月のストックホルムでの演説の中で「現在のヨーロッパにおける軍縮交渉の結果INFが除去されること で進展していく状況に関して、ノルウェーの外交・安全保障関係者は懸念を表明している。例えば、 かしながら他方で、CSCEの枠組みに限らずCFEなどあらゆるヨーロッパの軍縮交渉が海上核を除外した形 むしろ水中(上)発射巡航ミサイル(SLCM)がヨーロッパ北部海域に集中していく状況が生じるので ホ ルシュトは1

人的・文化的交流の促進におけるCSCEの意義」を強調した(注 12)。

て偶発事故防止のための協定などを除き余り期待されていない(注 14)。 定的な反応が多く、また海上のCSBMをCSCEの枠組みで行うことについては、NATO北翼の弱体化を恐惧し 大規模な軍縮提案に対しても、それがソ連北方艦隊の実質的な軍縮にはつながらないとの立場からノルウェーでは否

本会議以降ノルウェー代表は他のアイスランド、デンマークと共に、NATO加盟国の中で際だった反対意見は提出 とはないとしても、その後のノルウェー政府の対応に微妙に反映していると思われる。少なくとも、第2回CSCE 1980年代末に特にバレンツ海の海上核に関して芽生えてきた危機意識が、積極的にCSBMに対して反対するこ な軍事演習の事前通告の問題に対して、NATOの他の加盟国と比較してデンマーク代表などと共により真剣であっ ティブをとることは出来ないという見解を抱いているためである、と考えられる(注 16)。 していない。これは第1に、現在進行中の軍縮・CSBMの問題がノルウェーにとって最大の関心事である海上核の CSCEプロセスの安全保障分野でのノルウェー代表の対応は、例えばヘルシンキ会議においてはCBMや大規模 と言われる (注 15)。現在筆者の手許にある資料では、その後の姿勢について詳しく検討することは出来ないが 海上のCSBMを除外しているためであり、第2にヨーロッパ大陸の軍縮・CSBMについて自国がイニシア

B フィンランドとスウェーデン

を提供してきた。これはひとえに、CSCEプロセスの進展によるヨーロッパの信頼醸成と協力の強化、更にそのプ 周知のように、フィンランドとスウェーデンはNNグループの中でも特にCSCEに対しては積極的な国であり、 1973-75年のヘルシンキ本会議、並びに、 1984―86年のストックホルムCSBM会議に会場

口 セスへの貢献が2国自身の安全保障につながるからである。ここでは、 2国のCSCEプロセスに対する対応と見

解を概略し、加えて2国の共同提案に触れてみたい。

架け橋として努力してきた(注17)。 功した。その後もフィンランドは「CSCEの生みの親」との自負の下に、他のNN諸国と協力しつつ〝東西〟間の 題を中立国としての利点を最大限に活用しながら解決し、また仲介国としてヘルシンキ最終文書をまとめることに成 まずフィンランドであるが、フィンランドは第1回会議のホスト国として大国間で議論になった会議の手続上の問

満が表明された。このことはフィンランドにおいてもしかりであった。だが同時に、我々は他のやり方ではうまく行 依存している。多くの期待が裏切られた。CSCEプロセスのある種の分野での実りのなさや進展の遅延に対して不 SCEプロセスはよく油の注入された機械の様に自動的に動くわけではない。……それは結局関係国の政治的意志に る交渉の結果に不満を表し、それは特にベオグラード会議において顕著であったが、それでもフィンランドのCSC かなかった事をも知っているのである(注 18)。」このように、時としてフィンランドは軍縮や第2バスケットにおけ 1985年CSCE会議10周年の式典でコイヴィスト(Mauno Koivisto)大統領は以下のように述べている。「C

他方スウェーデンはフィンランドほどではないにしても、やはりCSCEプロセスの特に軍備管理・軍縮分野で積

Eプロセスの展望についての見解は、積極的姿勢を失いはしなかった(注 19)。

パ全体の信頼醸成の場でもあるため、お互いに国の規模や置かれた環境の全く異なったNN諸国も困難であるとは言 行為を制限したとして評価された。スウェーデンにはCSCEプロセスが単なる軍縮交渉の場だけではなく、ヨーロッ 極的であった。とりわけスウェーデンがホスト国となったストックホルムCSBM会議の最終文書は、 突発的な侵略

スウェーデンの国際問題

場を反映した認識である、と言えよう。 研究所研究員のビルンバウム(Karl E. Birnbaum)によると、東西間の緊張の緩和は軍事的対抗関係の低減とシステ 21)。これは、第1から第3バスケットまで交渉内容が多岐に渡っているCSCEプロセスに対するスウェーデンの立 ム内部の相互協力の増大という二つの努力の相互作用のプロセスである、というように言い換えて表現される(注

交渉の進展に向けて協力できる場面である、との認識が存在する(注 20)。この認識は、

導型の軍縮が進む中で、NNグループのイニシアティブが発揮されにくい状況が生じているという点も見過ごせない プの第1バスケットにおける共同提案には触れることが出来ないと言う理由による。しかし、1985年以来米ソ主 テロの防止1件であり、、東西、間の仲介者たるNNグループの特徴を表している。また注目すべきことに、 体件数 18 のうち 12 件と3分の2に及んでいる。内訳はCSBM4件、軍縮2件、紛争の平和的解決3件、人権2件、 の大部分が他のNN諸国と共通のものである。また、その内容も第1バスケットに含まれる安全保障関係が多く、全 とんどが1970年代後半から 80 年代前半に出されたものである。これは1つには、筆者の入手し得た資料が198 さて、フィンランドとスウェーデンによる共同提案であるが、言うまでもなく、2国のみによる提案は少なく、 月のウィーン会議半ばまでのものであるために、89年に開催されたCSBM並びにCFS会議でのNNグルー 提案のほ

協力を基礎とした形に移行した、と考える方が適当であろう。なかで、移民問題は唯一、フィンランド、スウェーデ 年代後半に提出された提案はわずか1件だけである。だがこれは後でみるように、この分野での協力が北欧諸国間の 第2バスケットに関するものは4件であり、産業上の協力2件、環境問題1件、移民問題1件である。ここでも

80

働者問題が大きな社会問題となっている西側諸国の現状に抵触する内容であり、恐らくそうした背景の下に各国の最 ン2国のみの共同提案である。しかし、そこで掲げられたヨーロッパ諸国一般に対する移民政策の原則は、 外国人労

終的合意を得られなかった(RE/E/20)。 最終文書にも盛り込まれた。こうした提案は一見他の北欧諸国とも協力の余地を残しているように思われるが、まだ る提案は1974年 11 月のヘルシンキ会議におけるもので、共同提案国は、墺、チェコ、仏、スイスであり、芸術作 Nグループから提案されなければならない性質のものであった、と考えられる。 としてウィーン会議で決定された。この提案は、 ウィーン会議において、 ヴィジュアルの専門家のための機会拡大(Ⅱ/K/144)など、様々な文化協力に関する提案が出され、ヘルシンキ 対する相互理解促進のためのマスメディアの利用(Ⅱ/K/143)、仏、チェコと共に提案した映画やオーディオ・ 同で提出した文学作品の翻訳の相互促進に関する提案(Ⅱ/K/138)、仏、オランダと共に提案した各国の文化に 品の門戸解放を唱っている。ヘルシンキ会議ではその他にも、フィンランドが西側5カ国、 、ルシンキ会議の段階では協力の実現は難しかったのであろう。 第3バスケットに関する提案は少なく、文化協力が1件と、 情報フォーラムの設立が述べられている。これは、 他のNN7カ国と共に出されたもので、情報の伝播並びに他国に派遣されたジャーナリスト 東側諸国における情報公開の問題や報道の自由などと絡むため、 情報の自由に関するもの1件である。文化協力に関す 一方、情報の自由に関する提案は1987年2月 他国におけるジャーナリストの情報選択の自由 東側4カ国並びに墺と共 N

3

CSCEプロセスにおける北欧諸国の共同提案は、1973年5月 28 日に第1回会合の開催地としてフィンランド

もCCSCEの意義についての全般的な評価は高く、北欧の1国が初回開催地に選ばれるとに積極的であったことは の主とヘルシンキを5国が一致して推薦したところから始まった(HC/WG/P 9)。既に見た通り、他の北欧諸国

疑う余地がない。

継続会議まで)によると、第1バスケットが5件、第2バスケットが6件、第3バスケットで3件の提案が共同でな 及んでいるのも特徴である。ここではそれぞれのバスケットについて、提案を検討していく。 と1985-87年に二分すると、前期の共同提案がわずか7件、後期が単に3年間でしかないにも拘わらず 10 件に な1985年以降になされたものであることも注意すべきであろう。時期的にCSCEプロセスを1975―84年 プの枠組みでなされてきたため、それらはすべて人権問題に関するものである。またそれら人権問題の共同提案がみ されている。第1バスケットの提案は予想以上に多いが、安全保障に関しては既述した通りNATOまたはNNグルー 次に、各々のバスケットの共同提案であるが、筆者が現時点で入手し得た範囲の資料(1987年 10 月のウィーン

2 第1バスケット

人権問題に関する北欧諸国の共同提案は、 1985年にオタワで初めて開かれた人権専門会議から始められた。同

そこでは「人権と基本的自由の完全な達成のために組織や個人が果たしている積極的な役割を再確認し、参加国は個々 年5月 30 日付のものは2つあり、1つは人権確立のために活動しているNGOなどへの支持を表明したものである。 のグループや組織が人権保護のために行っている国際的議論、協力を支持し、促進させる。このような国際協力は、 人権の保護と尊重のために共通の専門的かつ倫理的基準を創出するという点で有益である」(OME/20)とされ、カ

らなかった。後にこの提案は「死刑の制限」というより婉曲な表現を用いながら、原則を宣言するという形で198 もう1つは「平時における死刑の漸進的廃止」である (OME/11)。これについてはその後、オーストラリア、 西ドイツ、 ポルトガル、フランスも提案国に加わったが(OME/21/ADD 1-3)、最終的合意には至

ス

ティ・インターナショナルなど、人権擁護団体の活動が活発な北欧ならではの提案と言えよう。

ナダも提案国となり、その後リヒテンシュタイン、スペインなどが加わった(OME/20 /ADD 1)。アムネス

がみられるかどうか定期的に再調査する(WT/128)。」この提案は、当初より、オーストリア、 連する国際機構と協力する。3 観点から、死刑が課せられる可能性のある刑を漸次制限していく。2 7年6月5日のウィーン会議に提案された。内容は以下の通りである。「1 人権や基本的自由の問題に関して、継続会議や他の会議でもこの分野において進歩 国際的規模でもこの目的を達成するために関 参加国は、平時における死刑廃止遂行の 西ドイツ、 ルク

更に1986年5月にベルンで開かれた人的接触専門家会議では、二つの共同提案がなされた。1つは、「国境によっ 人権問題に取り組み、陽の目を見たよい例であろう。

センブルク、スペイン、ポルトガルの支持を得、その後ウィーンの継続会議で決定されたが、北欧諸国が一体となっ

て離散していた家族の再開・共住(reunification of family)のための手続きを迅速に処理する」という内容のマド

リッド会議最終文書をさらに具体化するための提案であり(BME/6)、いま1つは宗教的活動のための国境の移動 議定書では、前者に関しては北欧諸国の提案が全面的に受け入れられ、また後者についてもほぼ同様の決定がなされ、 を妨げない、という内容の宗教活動の保障に関する提案であった(BME/26/ADD~2)。ウィーン会議での最終 宗教関係の書籍の出版に関する自由が決定された(注 22)。 如何なる宗教の信者であれ宗教上の会合や宗教的行事に出席するための国境の移動は認めなければならないことと、

貫いている(注 23)ことが反映されたためであると言えよう。 にして外交援助の取引の道具に人権問題を使いがちであるのに対して、北欧諸国が一般に人道的な観点からの政策を 的イッシューを避けた地味な内容のものに思われるかもしれない。だが、これはアメリカや他のヨーロッパ諸国が往々 北欧諸国の人権問題に関する共同提案は、北欧各国が人権問題を重要な外交政策の目標と掲げている割には、

B 第2バスケット

既にヘルシンキの最終議定書に盛り込まれ、経済・商業に関する情報、マーケッティング、産業の協力などの各項で 3種類であった。このうちECEについては、早くも1977年 11 月4日のベオグラード会議で将来のヨーロッパに for Europe ―ECE)の活動に関わるもの(2件)、中小企業の経済活動に関わるもの(1件)、環境問題 おける経済協力の中でのECE役割強化を提案している(BM/15)。ECEの今までの活動を尊重するという一文は、 第2バスケットに関する共同提案は国際連合・ヨーロッパ経済委員会(the United Nations Economic Comission (4件)の

·ECEの枠組みの範囲で」という言い廻しが繰り返し使用されている。だが、特に北欧諸国はデンマーク1国だけが

る共同提案は、 ECに加盟し、 書の履行の継続に有効である」と宣言されている(RM/E/11)。マドリッドの継続会議の最終文書では、 会システムの異なった国々の間の協力の発展に貴重な経験を持つことを心に留め」、「ECEの現在の機構が最終議定 についてのECEの活動を期待する旨が述べられており、北欧諸国の提案は内容面で受け入れられた。 が貿易のあらゆる種類の障害に関する分野で行ってきた活動を考慮し」という語句が挿入され、また産業面での協力 めの有効な道具として東西貿易・経済協力促進のための努力の重要性」を強調し、「ECEが参加国間、 として活動を強化していくことを強く望み、その後もECEの強化を要求した、と考えられる。ECEの強化に関す 残り4国がEFTA加盟国であるという分裂した立場にあり、ECEがヨーロッパの経済協力の中心 1980年 12 月 12 日マドリッド会議でもなされた。その中では「ヨーロッパの平和と安全保障のた 特に経済・社 E C E

会議で他に北欧諸国は貿易の補償金(compensation trade)についての提案にも加わっているが、これはEC諸国 ドに立った内容に反発して対抗案を提出し(RM/H/18)、最終文書では抽象的な表現の挿入に留まった。 提案は即座にEC諸国とカナダ、スイスの支持を得たが(RM/E/5/ADD 1)、WP諸国側も提案の西側サイ 業協力プロジェクトの奨励策」として、「①業務上の接触や便宜、経済・商業活動の情報などを含む中小企業に特別な た。これはますます激化するヨーロッパの経済競争を睨んで、目立った大企業が少ない北欧諸国が自国経済の進展 かる企業、 マドリッドの継続会議では、中小企業間の経済協力の奨励を唱った共同提案(1980年 12 月 11 日付) 小国としての切実な要求の現れとして捉えることが出来る(注 24)。提案は、「中小企業の参加する貿易・産 または企業グループの現地事務所設立のための状況の改善」を具体的に挙げている (RM/E/5)。この ②この問題の検討をECEに勧告すること ③中小企業の状況に適した支払い・契約方法の促進 なお、同

会議における提案であるが、「環境保護に関するECE・ハイ・レベル会議の結果を歓迎する」という簡単な内容(R アメリカ、 環境問題に関わる北欧諸国の共同提案は時期的に2分出来る。最初のものは1980年 12 月 12 日付のマドリッド スイスとの共同提案 (RM/E/2) であり、北欧諸国のイニシアティブと見ることは出来ないであろう。

北欧諸国が環境問題で独自の観点を打ち出してきたのは、1987年2月3日のウィーン継続会議においてであり、

M/E/13)で、同時期のECEの役割強化に関する提案(RM/E/13)と同列のものとして捉えられる。

超国境的大気汚染協定、1984年のヨーロッパにおける大気汚染による森林と河川の破壊の原因と防止に関する ①大気汚染防止(WT/16) は一般に国際的な関心事であり、一見こうした提案は何の問題も孕まない公明正大な要求であるかの様相を呈してい 汚染削除に向けて努力することが唱われ、③はオゾン層の保護のための具体的措置の提言がなされている。 が表明された。②はパイプライン、船舶の通常活動、石油その他の廃棄物に関して、国家的、国際的レベルで海上の ミュンヘン会議、1985年ヘルシンキ会議における硫黄放射物の超国境的流出を30%以下とする議定書などの確認 ことが出来る。①については、ECEの枠内で申し合わされた大気汚染防止措置の履行が言われ、1983年長距離 ②海上の汚染防止(WT/17) ③オゾン層の保護(WT/18)の3つの提案を見る 環境問題

共同提案をしにくい北欧諸国が、環境問題への提案というロー・ポリティックスの衣の下にハイ・ポリティックスに めの北欧諸国の一致した政策が潜んでいることが理解され得るであろう。 隊の廃棄物によって汚染されていることを考え合わせると、こうした問題提起の背後には政治的な信頼関係構築のた 深刻な被害を蒙っていること、また北欧諸国の南北に位置するバルト海、バレンツ海がソ連の原子力潜水艦や北方艦 1987年と言えばチェルノブイリ原発事故の翌年であり、 言い方を変えれば、安全保障問題で直接に 北欧諸国が国境を超えた大気汚染によって

関わる要求を提示したとも受け取れるのである。なお、ウィーン会議の最終議定書では、①―③の提案を受けてこれ 北欧会議からの代表がオブザーバーとして参加し、同時に北欧会議内部でも環境保護に関する共同予算の設置や計画 25)。また北欧各国は、この決定を受けて、バルト海に面する東側諸国 (東独、ポーランド、ソ連) とバルト海の環境 に、1992年3月に予定されている第5回CSCE継続会議においてそれらの結果を検討することが決定された(注 らの問題に関して詳細な決定がなされ、今後参加国は双務的、多辺的に環境保護に関する協力を促進していくと同時 汚染について協力を開始し、1988年2月には北欧側の提案によって閣僚レベルの会議がもたれた。この会議には

C 第3バスケット

の立案が行われた (注 26)。

援助」を結論付けたことを踏まえ、新たに具体的な協力の方法を提案したものである。教育面での協力と交換はヘル 科学フォーラムで、「若手科学者が新たな科学的方法を研究するためのセミナーやトレーニングコースの準備に対する えない問題をヨーロッパ諸国の協力によって解決しようとする姿勢が現れている。これは同年ハンブルグで開かれた 協力の推進」の提案(RM/H/18)であり、今日的課題である科学技術振興のために小さな自国1国だけでまかな た内容になっている。 シンキ最終議定書第4条にも盛り込まれているが、更に進んだ若手研究者の教育に関する北欧諸国のこの提案は、 第3バスケットに関する共同提案は、数こそ多くないものの、 1つは、1980年 12 月 15 日付マドリッド会議における「若手科学者の教育・育成に関する 小国としての北欧諸国による要求の特徴が反映され

CSCEプロセスと北欧諸国

ドリッド会議最終文書に組み込まれた。

SCEプロセスにおいて初めて、東西、間の壁が破られた提案として評価される(注27)。結果的に5年の歳月の後に、 月 11 日のマドリッド会議でフィンランド、アイスランドとハンガリーが共同で提案したもので(RM/H/6)、C によって書かれた文学の翻訳、出版、普及の促進」(CFE/82)についての提案である。この提案は、1980年 欠かざるものと判断されたのであろう。同提案は、1980年の3国の提案を更に具体化し、翻訳家の養成、 ランド語、アイスランド語は特殊な言語であり、この2国の言語の振興に対する協力は他の北欧諸国にとっても必要 援助を行い、また前述の北欧会議においてもそうした観点からの地域協力が実行されている。その中でも特にフィン 小国にとっては自国の言語で書かれた文学の振興は重要な課題であり、各国が母国語文学の出版などに対して特別な なった(但し、デンマークは除外)。そもそも北欧諸国は人口の最も多いスウェーデンでも800万人、最も少ないア 他の北欧諸国もフィンランド、アイスランドの言語の保持に対する文化的意義に理解を示し、支持にまわったことに 版に対する援助、情報交換の促進、公的・私的組織の鼓舞を提言した内容となったが、 イスランドに至っては 22 万人という小規模な国々でありながら、5カ国が各々異なった言語を有している。こうした もう一つは1985年 11 月 12 日付のブタペスト文化フォーラムにおける「比較的狭い範囲で用いられている言語 北欧諸国にとっては今までの 辞書出

3 結びに変えて

長い北欧協力の歴史からも、

最も得意とする分野の協力であると言うことが出来る。

以上見てきたように、北欧諸国のCSCEプロセスに対する対応は変遷を重ねてきた。その中で安全保障分野に関

ウェーデンでは明らかに異なり、それは既に1つの行動様式の違いとしてプロセス全体を通じて定着してきたとも言 する政策は、 NATO加盟国のアイスランド、デンマーク、ノルウェーの3国と、NNグループのフィンランド、ス

的用件を扱っていたのに対し、時期を経るに従って、提案内容がよりレヴェルの高いもの、すなわち政治的用件へと 移り変わっているという現象が見受けられることである。具体的に述べると、1970年代から 80 年代前半までの共 で特徴的なことは、当初の共同提案が、北欧諸国にとって一体となって要求することの自然な、非論争的要件や技術 ECまたはNATO間の結束よりも強固である(注 28)」と形容されるほどになっている。 という側面が強い内容であった。それが、80年代後半に入ると人権や環境問題という、論争的性格を持った政治的イッ 同提案は、ECEの役割強化、中小企業の擁護、科学教育における協力という具合いに、北欧諸国の共通利益の擁護 しかしながら、 また第2、第3バスケットでの協力も同時期から急増し、全体として「北欧諸国間の結束はある種の分野では 同じ第1バスケットでも人権問題については、 1980年代後半から協力の姿勢が浮上してきてい そうした協力の増大の過程

要地でありながら、ここでのCSBMが突発事故防止を除いて進行していないことは前述した。更に、この地域は1 が海洋汚染防止のための提案であろう。ノルウェー北方のバレンツ海が対ソ関係において西側の重要な安全保障上の における3つの提案は安全保障問題まで背後の絡むより具体的な内容へと深まっている。特にその中で注目されるの における環境問題に関する提案が単にECEの役割強化を狙ったものであったのに対し、 更にまた、同じ分野での共同提案においても、 内容面での深化が伺われる。例えば、 1980年のマドリッド会議 1987年のウィーン会議

シューでの協力案が目立っているのである。

府はバレンツ海での海洋汚染問題の解決のための協定をソ連と締結する意向を示唆し9月にスウェーデン、フィンラ 関係の確立に向けて行動が開始され始めているのである。また北海についても、1990年初頭にはイギリス政府に かしながら、このCSCE継続会議での北欧諸国の共同提案の方針を受けて、1990年に入ってからノルウェー政 970年の会議以来未だノルウェー・ソ連両国間で領海線が確定しておらず、交渉は中断したままである(注 よる5万トンの化学廃棄物処理計画に対して、ECやNATOの枠組みを超えて、北欧5国は一致して抗議を行った ンドと共にソ連との共同プロジェクトへの出資を決定した(注 3)。環境問題を糸口にしてこの地域でのソ連との信頼 2<u>9</u>

間の緊張緩和と協力の促進のために設立されたCSCEが、単に軍事力の削減並びにCSBMの確立をテーマにした 力の中で培われた経験を土台にした、極めて〝北欧的な〞行動様式であるとも言えよう。 野での協力を進める過程で、徐々に、実際に協力を行う範囲を広げてきた。それは周知のように、以前からの北欧協 こうした形態の協力は、「東西間の差異を埋めるための協力の1つの見本(注 32)」として捉えることが出来るであろ 期待された、という点があった筈である。かかる観点にたてば、ある意味で立場の違う北欧諸国間で構築されてきた 協力と他の分野でのそれの相互作用、換言すれば、ロー・ポリティックスとハイ・ポリティックスのリンケージ、が だけではなく、経済、 対して影響を持てる範囲は限られている。しかしそうした状況にも拘らず、北欧諸国はCSCEプロセスの様々な分 前述したように、 NATOとNNグループに分かれている北欧諸国が、1つの存在としてヨーロッパの安全保障に 社会、文化の面での多岐に渡る協力をも交渉テーマに盛り込んだ背景には、政治、 しかしながら元来、『東西』 軍事面での

また実際本稿で見てきた通り、北欧諸国による共同提案の大部分が各々の会議の最終文書に盛り込まれ、こうし

往

- <u>î</u> 下 Sizzo, Madrid と略す)。 Jan Sizoo & Rudolf Th. Jurrijens, CSCE Decision-Making: the Madrid Experience, Hague, 1984, pp.169-170 (本
- (2) ノルウェー大西洋委員会(Den Norske Atlanterhavskomitie)研究所長E・エリンセン(Ellman Ellingsen)、同研 究員A・オルセン(A. Olsen)へのインタビュー(1990年9月 10 日)並びに、ノルウェー外務省軍縮担当官S・O・
- 3 サッテル(Svein O. Sæther)へのインタビュー(9月12日)による。 百瀬 宏「多極共存型統合の展開」42―49 頁、『講座国際政治3 現代世界の分離と統合』(木戸蓊編)岩波書店、

1

例えば、Frantz Wendt, Cooperation in the Nordic Countries, Uppsala, 1981, pp. 368-371.

989年、並びに拙稿「北欧統合研究の現状」『国際政治』第 77 号、1984年。

- <u>5</u> 拙稿「北欧における非核兵器地帯政策」『外交時報』4月号、1990年。
- 6) Sizzo, *Madrid*, p. 172.
- (\sim) Johan Jørgen Holst, "Norwegian Security Policy: The Strategic Dimention", pp. 107-110, Deterrence and Defense in the North, J. J. Holst, Kenneth Hunt & Anders C. Sjaastadd (eds.), Oslo, 1985.
- (∞) St. meld.nr. 54 (1987-88), Hovedretningslinjer for Forsvarets virksomhet i tiden 1989-93, s. 80. 但し、一九九一 年度の軍事支出に関しては実質的な低減が見込まれている(Aftenposten, 20, dec., 1990.)。
- (9) 例外としては、例えば等 雄一郎「『抑止』と『非挑発』のはざまで――戦後ノルウェーの安全保障政策」『レファレ ンス』8月号、1989年がある。
- (2) Leif Mevikm, 'KSSE-tanker rundt et 15-årsjubieum', Årbok for Utvalget for rustningskontroll og nedrustning

- 1987 (Aktuelle utenrikspolitiske spørsmål, Det Kgl. Uteriksdepartement), nr.42, mars 1988, s. 14.
- (\(\pi\)) St.prp.nr.1 (1987-88), Statsbundsjettet, s.50

Aftenposten 2, jan., 1990

- '1 mai-tale i Porsanger av forsvarsminister Johan Jørgen Holst,' FD Informasjon, nr.5, mai 1989, s.30
- (二) Aftenposten, 31, okt., /David Scrivener, Gorbachev's Murmansk Speech: The Soviet Initiative and Western 9月にノルウェー外相がソ連側に交渉の開始を提案している。 FFI Rapport-885002: Tillitsskapende tiltak til sjøsk, Oslo, 1988, s.106. 但し偶発事故防止協定に関しては、1989年 Response, Oslo (The Norwegian Atlantic Committee Security Policy Library No.4), 1989, p. 18/Ole, Hæsken (et ale),
- (15) John Borawski, From the Atlantic to the Urals: Negotiating Arms Control at the Stockholm Conference, Washington etc., 1988, p. 12
- (16) Information, 16, mars, 1988, 並びに前述のノルウェー外務省軍縮担当官O・S・サッテルとのインタビューによる。
- Möttölä, Ten Years と略す) Making of the European Security Regime (Westvies Special Studies in International Security), London, 1986. (以上 Klaus Krokfors, 'Finland's Activity in the CSCE,' pp.147-165, Kari Mötöl (ed.), Ten Years After Helsinki: The
- (≅) 'Speech of Welcome by Dr. Mauno Koivisto, President of the Republic of Finland at the Tenth Anniversary Meeting of the CSCE, Helsinki 30, July 1985', p. 167, Ibid...
- (\(\pi\)) Krokfors, op.cit., p. 158

Ibid., s.154

ESK-Processen som ram för samarbete mellan öst och väst i Europa, s.214-223, Fred och säkerhet, debatt och analys 1986-87, (Utrikespolitiska institutet), Stockholm, 1988. Johan Tunberger, 'Perspektiv på Stockholmsdokumentet,' s.168, 173/Karl E.Birnbaum, 'Efter Stockholm:

- 2) International Affairs, Moskwa, April, 1989, pp. 120-121.
- 23 Jan Egeland, Imporent Superpower: Potent Small State, Oslo, 1988, p. 171-179
- (2) Sizzo, Madrid, p. 105
- (S) International Affairs, Moskwa, April, 1989, pp. 115-117
- <u>26</u> International Co-operation, 1988: 4E, Stockholm, 1989, pp. 108-124 The Nordic Council and International Co-operation: Report of the Nordic Council's Committee on the
- (ন) Krokfors, op.cit., p.162.
- (8) John J. Maresca, To Helsinki: The Conference on Security and Cooperation in Europe, 1973-1975, Durham,
- Kristen Amundesn, Norway, NATO and the Forgotten Soviet Challenge, Berkley, 1981, pp. 12-15.
- (\mathref{\pi}) Nytt fra Norge, 23, jan., 1990.
- 3) 1014..
- initiative," NUPI notat (Norsk utenrikspolitisk institutt), nr.385, 1987, s.12. Martin Sæter, "Forhandlinger mellom ∮st og vest i forlengelse av Stockholm-konferensen og mulige nordiske

〈フィンランド、スウェーデン2国による共同提案〉

DEU、デンマーク=DNK、フランス=FRA、リヒテンシュタイン=LIE、マルタ=MLT、サン・マリノ=SMR、スイス=CHE、 略語:オーストリア=AUT、ブルガリア=BUL、キプロス=CYP、カナダ=CAN、チェコスロヴァキア=CHE、西ドイツ= ユーゴスラビア=YUG、

ナーコペンピノーIOG、	
日付 (提案番号)	提案内容(共同提案国)・バスケット名
'74/2/19 (II/C/13)	Confidence-bulding measures (AUT CHE CYP YUG) • 1
'74/11/14(II/E/134)	Industrial co-operation (AUT CHE) • 2
74/11/22 (II/K/152)	Cultulal co-operation (AUT CHE CSK FRA) • 3
77/10/25 (BM/6)	Confidence-building measures (AUT CHE CYP LIE YUG) • 1
'77/11/4 (BM/18)	Disarmament (AUT CHE CYP LIE MLT SMR YUG) • 1
'77/11/3 (BM/E/6)	Environment/science and technology (AUT CHE) • 2
78/12/5 (EWM/7)	Peaceful settlement of disputes (AUT CHE CYP LIE SMR YUG) • 1
'80/12/11 (RM/21)	Confidence-building measures (AUT CHE CYP LIE SMR YUG) • 1
'80/12/17 (RE/E/20)	Migrants • 2
'83/11/10 (HPM/1)	Disarmament/organizational modalities (AUT CHE SMR) • 1
'84/4/28 (REA/7)	Peaceful settlement of disputes (AUT CHE CYP LIE YUG) • 1
'85/11/15 (SC/7)	CSBM (AUT CHE CYP MLT SMR YUG) • 1
'86/4/14 (BME-PC/2)	Human contacts/organization modalities (AUT CHE CYP LIE MLT SMR YUG) • 1
'87/3/10 (WT/110)	Human rights/principles (AUT CHE) • 1
'87/4/10 (WT/125)	Peaceful settlement of disputes (AUT CHE LIE MLT SMR YUG) • 1
'87/5/22 (WT/126)	Terrorism /principles • 1
'87/2/13 (WT/44)	Information (AUT CHE CYP LIE MLT SMR YUG) • 3
'87/6/11 (WT/E/11)	Industrial co-operation /joint ventures (AUT CHE CYP LIE MLT SMRYUG) • 2

**************************************	Complemental Compl
日付 (提案番号)	提案内容(共同提案国)・バスケット名
73/5/28 (HC/WG/P/49)	Place of the CESE
777/11/4 (BM/15)	The role of the ECE in future co-operation in its region • 2
'80/12/10 (RM/E/2)	Compensation trade • 2
'80/12/11 (RE/E/5)	Small and medium sized enterprises (後に西側13カ国共同提案)・2
'80/12/12 (RM/E/11)	Strenghtening the role of the United Nations Economic Comission for Europe • 2
'80/12/12 (RE/E/11)	ECE and environment • 2
'80/12/15 (RM/E/18)	The education of young scientises • 3
'85/5/30 (OME/3)	Human rights • 1
'85/5/30 (OME/21)	The progressive elimination of capital punishment in peacetime(後に西独、仏、西、
	<u>嫡</u>)•1
'85/11/15 (CFB/82)	Promotion of the translation, publication and dissemnation of literature produced in
	less widely spoken languages • 3
'86/5/1 (BME/6)	Family reunification (human contacts) • 1
'86/5/7 (BME/26/.2)	Human contacts (religious contacts) • 1
'87/6/5 (WT/128)	Progressive elimination of capital punishment (その他壊、西独、ルクセンブルク、ポ
	ルトガル、スペイン)・1
'87/2/3 (WT/16)	Further development of cocerted measures against air pollution within the framework
	of the ECE • 2
'87/2/3 (WT/17)	Maritime environment • 2
'87/2/3 (WT/18)	Protection of the ozone layer • 2
'87/2/278 (WT/98)	Less widely-spread languages • 3